

目次

募集



いばらき女性活躍・働き方応援協議会会員募集	2～3
茨城県働き方改革優良（推進）企業募集	4～5
障害者雇用優良企業の募集	6～7

ご案内



令和6年労働組合基礎調査結果	8～13
悩みはひとりで背負わないで～茨城カウンセリングセンターのご案内～	14
勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！	15
勤労青少年ホーム・働く婦人の家を利用しましょう	16
いばらき就職支援センターについて	17
「あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～」のご案内	18～19
障害者雇用推進アドバイザーについて	20～21

お知らせ



[労働局から]

「無期転換ルール」をご存知ですか？	22
パートタイム・有期雇用労働法について	23
新しい働き方・休み方を実践するために年次有給休暇を上手に活用しましょう	24～25

[労働委員会から]

労働委員会の窓から	26～27
令和6年労働委員会の活動状況	28

いばらき女性活躍・働き方応援協議会

女性活躍・働き方改革に取り組む

会員企業を募集します。

対象：県内の企業・事業所



いばらき女性活躍
働き方応援協議会

茨城県では、企業、関係団体、行政が一体となって誰もが多様な働き方を実現できる環境づくりを進めるとともに、働きがいを実感できる職場環境や、女性が輝く社会の実現を目指して「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」を運営しています。

本協議会の趣旨に賛同いただける企業の皆様からのご応募をお待ちしています。

会員登録のメリット

会費
無料

- 女性活躍・働き方改革に取り組む企業として、ロゴマークをホームページや名刺などに利用することができます。
- 「女性活躍」や「働き方改革」に関する法律改正や、各種助成金、研修会などの情報を毎月メールマガジンでお知らせします。
- 女性の登用に積極的な企業を「女性リーダー登用先進企業」として表彰しています。

(事務局)

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ
TEL / 029-301-3635 FAX / 029-301-3649
Mail / rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

※協議会の詳細・会員申込書のダウンロードはこちらよりお願いします。
「あなたにエール! いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」
<https://yell.pref.ibaraki.jp/>



いばらき女性活躍・働き方応援協議会 会員申込書

●基本情報

団体／企業名	フリガナ			
代表者の役職名・氏名	フリガナ			
主要業種	☐ 鉱業 ☐ 情報通信業 ☐ 不動産業 ☐ サービス業	☐ 建設業 ☐ 運輸業 ☐ 飲食店、宿泊業 ☐ 団体	☐ 製造業 ☐ 卸売、小売業 ☐ 医療、福祉 ☐ その他	☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 金融・保険業 ☐ 教育、学習支援事業
全従業員数	正社員	人	パート勤務者等	人
(うち女性従業員数)	(正社員	人	パート勤務者等	人)
所在地	フリガナ			
	〒			

●ご担当者

所属(部課)名・ 役職名・氏名	フリガナ			
TEL・FAX・E-mail	TEL	FAX	E-mail	

●女性活躍推進状況の「見える化」項目

項 目	実績値
管理職（課長相当職以上）の女性割合 ※管理職数に占める女性の割合 (女性の管理職人数÷男女合わせた管理職の人数)	% (年 月時点) (人中 人)
社員一人当たりの月平均残業時間（1年間）	時間 (年 月時点)
男性社員の育児休業等取得率（1年間） ※配偶者が出産した男性社員数に占める育児休業等 取得者の割合（育児休業等を取得した男性社員÷ 配偶者が出産した男性社員）	% (年 月時点) (人中 人)

●女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定の有無(※)

☐ 策定している	☐ 策定していない
---------------------------------	----------------------------------

◎策定している場合は、会員申込書と併せて下記提出先までご提出をお願いします。

※企業の女性活躍に関する数値目標や目標達成のための取組を定めるもので、常時雇用する従業員が101人以上の企業は策定が義務(100人以下は努力義務)となっており、策定企業は茨城労働局への届出が必要です。(100人以下の企業は、策定の有無に関わらずお申込みいただけます。)

●提出先：いばらき女性活躍・働き方応援協議会事務局（茨城県産業戦略部労働政策課内）

E-mail: rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

●アンケート

本協議会は何で知りましたか？（複数回答可）	
☐ チラシ	☐ 県ポータルサイト ☐ ラジオ ☐ その他 ()

■基本情報の一部・「見える」化項目・行動計画は、県ポータルサイト内で公開します。

(県ポータルサイト) https://yell.pref.ibaraki.jp/council/member_company.html

■企業情報および個人情報の取扱について

本申込書に記載いただく企業情報および個人情報は、公表する項目を除き、本協議会に関するご連絡等に使用し、ご本人の承諾がない限り、その他の目的以外の使用・事務局以外の第三者への提供をすることはありません。



茨城県働き方改革優良（推進）企業を募集します

申請
無料



自分らしく働くワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現のため、多様な働き方や業務効率化などの働き方改革に取り組み、「働き方改革優良企業」の認定を目指してみませんか。

概要

■受付期間：通年 ※認定は、随時行います。

■対象要件

- ・茨城県内に本社、本店又は事業所等を置く企業（個人、団体を含む）であること
- ・茨城県が実施する「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」への会員登録がなされていること

等

■主な審査項目：

- ・時差出勤やテレワークなど多様な働き方を実現する制度があるか
- ・業務の効率化や生産性の向上に取り組んでいるか
- ・労働時間数、年次有給休暇の取得率、離職率、男性の育児休業取得率などの数値が優れているか

「あなたにエール！いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」で検索！



いばらき女性活躍
働き方応援協議会



推進企業

多様な働き方、業務効率化、多様な人材の活用など、働き方改革に向けて一定の取組を行っている企業

【メリット】令和6年6月現在

- ・「あなたにエール！いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」（以下「ポータルサイト」とする）で推進企業として公表します。
- ・茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目となっています。
- ・県物品調達入札参加資格者の名簿作成の際の加点項目となっています。

優良企業

上記、推進企業の条件を満たし、所定外労働時間数、年次有給休暇取得率、離職率など、一定の数値基準を達成した企業

【メリット】令和6年6月現在

- ・働き方改革に取り組む優良企業として、自社をPRできます。
- ・「ポータルサイト」で優良企業として公表します。
- ・県が運営する求人サイト「いばらき就職チャレンジナビ」で優良企業の特集ページで紹介します。
- ・県が主催する就職面接会などの企業選定の際に優遇します。
- ・特に優れた取組について、リーフレットやセミナーにより、県が積極的にPRします。
- ・茨城県の建設工事の入札参加資格者名簿作成の際の加点項目となっています。
- ・県物品調達入札参加資格者の名簿作成の際の加点項目となっています。

認定の流れ・申請方法など詳細は裏面へ⇒

貴社の働き方改革への取組をアピールするチャンス!

認定の流れ

申請
無料

- 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員登録

※詳細は、「申請方法」に記載の「ポータルサイト」をご参照ください。

- 認定基準達成状況表（様式第2号）のチェック表の該当する箇所をチェック

★認定基準達成状況表のチェック表1～5の項目で、基準点をクリア



推進企業認定

★推進企業の基準を満たし、認定基準達成状況表のチェック表1～11の項目で、基準点をクリア



優良企業認定

- 申請書類を提出

※詳細は、「申請方法」および「提出先」の項目をご参照ください。

- 認定申請書を受理後、認定基準を満たしていると認められる企業に対し、認定証を交付

※審査に必要な情報の聞き取りや現地調査、資料の提出を求めることがあります。
※認定まで、おおむね1か月程度かかります。

- 認定証を交付した企業は、以下の内容を「ポータルサイト」等で公表

①：認定企業の名称、所在地 ②：働き方改革の取組内容 等

- 認定の有効期間は、認定日から起算して2年間

※期間満了後に認定更新を希望する場合は、更新に関する申請書類の提出が必要となります。
※企業等の所在地・名称に変更があった場合には、変更届出書の提出が必要となります。



申請方法

- 下記申請書類を作成の上、メールでご提出ください。

- ①：茨城県働き方改革優良（推進）企業認定申請書（様式第1号）
- ②：茨城県働き方改革優良（推進）企業認定基準達成状況表（様式第2号）
- ③：誓約書（様式第3号）

- 申請書は、ポータルサイト（下記 URL）よりダウンロードしてください。

<https://yell.pref.ibaraki.jp/work-style-reform/certification.html>



※「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」の会員登録がお済みでない場合は、別途、県労働政策課あて手続きが必要です。

※申請書類に記載いただいた情報は、当認定制度の審査および関連する事業以外では使用いたしません。

提出先・問合せ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ

〒310-8555 水戸市笠原町978番6 県庁舎16階

TEL/029-301-3635 FAX/029-301-3649 E-mail/rosei1@pref.ibaraki.lg.jp

※提出方法はメール申請のみとなります。

茨城県障害者雇用 優良企業を募集しています!

県では、障害者の雇用に積極的に取り組む企業等を「茨城県障害者雇用優良企業」として認定しています。「障害のある方に優しい事業所」として広く知られることにより、企業のイメージアップにつながることを期待できます。

障害者雇用に取り組まれている企業の皆さまの応募をお待ちしています。

1 認定のメリット

- ・認定証の交付（3年間有効）
- ・認証マークを会社のPRに活用（HP・名刺等）
- ・企業の取組を県HPやパンフレットで紹介
- ・県建設工事入札参加資格審査の技術等評価項目加算
- ・県中小企業融資制度（雇用拡大支援融資）の対象
- ・県主催就職面接会の優先参加
- ・ハローワーク求人票に認定企業である旨記載 等



2 認定基準

- (1) 県内に本社があること又は本社は県外だが、県内の公共職業安定所に障害者雇用状況報告書を提出していること。
- (2) 障害者雇用率が法に基づく算定方法により2.8%を達成していること、又は過去3年間に於いて法定雇用率を達成していること。なお、常用雇用労働者が40.0人未満の企業等においては障害者を1名以上雇用していること。
- (3) 裏面に掲げる4つの大項目において、それぞれ中項目1つ以上の取組を行っていること。
- (4) 特例子会社及び障害者就労施設等でないこと。
- (5) 申請日から過去1年以内に労働関係法令違反その他の認定にふさわしくない重大な事実がない者であること。
- (6) 企業の役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 申請方法

茨城県障害者雇用優良企業認定申請書（様式第1号）に、以下の3つの書類を添えて、ご提出ください。

- (1) 公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書の写し。ただし、常用雇用労働者数が40.0人未満である企業にあっては、雇用する障害者の障害者手帳の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) その他、知事が必要とする書類

※手続きおよび様式は県HPに掲載しておりますので、ご利用ください。



茨城県産業戦略部労働政策課 Tel:029-301-3645

Mail: rousei2@pref.ibaraki.lg.jp

茨城県障害者雇用優良企業認定企業取組項目

大項目			中項目	内 容	具体的な取組例
働きやすさ	職場環境	1	設 備 ・ 環 境	障害者に配慮した職場環境となっている。	バリアフリー化・手すり・スロープ等の整備・通勤の配慮等
		2	作 業 効 率 化	誰もが作業できるような工夫がなされている。	作業内容の単純化・作業手順書等の整備等
		3	安 全 衛 生	障害者が安全に作業を行えるよう配慮がなされている。	事故防止対策・安全装置の導入等
	雇 用	4	労 働 時 間 度	障害者に配慮した労働時間・休暇制度が設けられている。	短時間・短日数勤務・休憩時間の延長等
		5	正 社 員 雇 用	障害者を正社員として雇用している。	申請日時時点で1名以上正社員で就労している障害者が在籍
		6	継 続 就 業	障害者が離職せず長期間就労している実績がある。	申請日時時点で3年以上継続就労している障害者が在籍
	人的環境	7	職員の理解促進	職場で障害者への理解促進のための取組を実施している。	職場研修会の実施・障害者職業生活相談員の資格取得・配置等
		8	コミュニケーション	障害者とのコミュニケーションを図るための工夫がなされている。	相談担当者の配置・連絡帳・手話取得勉強会・面談・声かけ運動等
		9	福 利 厚 生	障害者が楽しく健康的に働ける取組を実施している。	レクリエーション・健康診断の実施等
積極性	姿勢	10	研 修 生 の 受 入	障害者の職場実習受入を実施している・実施した。	申請日から過去5年以内に特別支援高等学校生徒の受入・県の委託訓練・トライアル雇用等の登録や活用
		11	各種事業への参加	障害者を雇用するために就職面接会や各種セミナー等へ参加している・参加した。	申請日から過去5年以内に障害者就職面接会への参加実績がある・障害者雇用促進セミナー等への参加実績がある
		12	新 規 採 用	障害者を積極的に採用している・しようとしている。	申請日から過去5年以内に障害者の採用実績がある、申請日から過去5年以内に求人登録をしている

茨城県障害者雇用優良企業認定企業一覧（令和6年1月末日現在）

認定件数	法 人 名	所 在 地	認定件数	法 人 名	
1	筑波乳業(株)	石岡市	24	(株)ヴィオーラ	水戸市
2	栗田アルミ工業(株)	土浦市	25	(株)サンユーストアー	北茨城市
3	JR水戸鉄道サービス(株)	水戸市	26	(社福)木犀会	笠間市
4	京三電機(株)	古河市	27	いばらきコープ生活協同組合	小美玉市
5	(株)カシマ	かすみがうら市	28	渡辺食品(株)	常総市
6	三共貨物自動車(株)	筑西市	29	(株)ケーズホールディングス	水戸市
7	(社福)あかね会	北茨城市	30	日立建機ロジテック(株)	土浦市
8	高浪化学(株)	結城郡八千代町	31	(株)常磐谷沢製作所	北茨城市
9	(株)チャンス	牛久市	32	(社福)ナザレ園	那珂市
10	(株)日立物流東日本	日立市	33	(医)それいゆ会	高萩市
11	日和サービス(株)	日立市	34	(株)染谷工務店	常総市
12	横関油脂工業(株)	北茨城市	35	常総開発工業(株)	神栖市
13	(株)ハラキン	鹿嶋市	36	勝田環境(株)	ひたちなか市
14	(株)サンワーク	常総市	37	(社福)博慈会	牛久市
15	(株)幸和義肢研究所	つくば市	38	(株)カツタ	ひたちなか市
16	(社福)尚生会	笠間市	39	日本畜産振興(株)	取手市
17	(社福)芳香会	古河市	40	トキワ建設(株)	水戸市
18	(株)カスミ	つくば市	41	常南物流サービス(株)	取手市
19	(株)南海工業	坂東市	42	(株)つくば電気通信	土浦市
20	(株)全農・キューピー・エツグステーション	猿島郡五霞町	43	医療法人 博仁会	常陸大宮市
21	関彰商事(株)	つくば市	44	山下工業(株)	境町
22	(株)アドバンス・カーライフサービス	つくば市	45	(株)サクセス	常総市
23	金砂郷食品(株)	常陸太田市	46	日本製紙リキッドパッケージプロダクト(株)	五霞町

令和6年茨城県労働組合基礎調査結果

1. 労働組合数と労働組合員数（表－1）

茨城県内の労働組合数は852組合で、前年の859組合を7組合（△0.8％）下回った。

労働組合員数は205,065人となり、前年の206,403人を1,338人（△0.6％）下回っている。

また、パートタイム労働者を組合員としている労働組合数は157組合で、前年の167組合を10組合（△6.0％）下回った。

パートタイム労働組合員数は、39,769人となり、前年の39,254人を515人（1.3％）上回った。

（表－1）労働組合数及び組合員数の推移

年	組合	組合数		人	組合員数	
		対前年増減数	対前年増減率		対前年増減数	対前年増減率
		組合	%		人	%
令和2年	895	4	0.4	205,730	5,280	2.6
	167	13	8.4	35,358	661	1.9
令和3年	887	-8	-0.9	206,585	855	0.4
	167	0	0.0	37,069	1,711	4.8
令和4年	882	-5	-0.6	204,783	-1,802	-0.9
	174	7	4.2	36,983	-86	-0.2
令和5年	859	-23	-2.6	206,403	1,620	0.8
	167	-7	-4.0	39,254	2,271	6.1
令和6年	852	-7	-0.8	205,065	-1,338	-0.6
	157	-10	-6.0	39,769	515	1.3

※下段は内数で、パートタイム労働者を組合員とする組合数及びパートタイム労働者の組合員数である。

2. 茨城県及び全国における推定組織率の推移（表－2）

経済センサスと労働力調査から推定した茨城県における推定雇用者数は、124万2,173人であり、この数字を基礎に算出した茨城県における労働組合の推定組織率は、16.5％となっている。

（表－2）茨城県及び全国における推定組織率の推移

年	茨城県			全国		
	推定組織率	組合員数	推定雇用者数	推定組織率	組合員数	雇用者数
	%	人	人	%	人	人
令和2年	14.7	205,730	1,394,850	17.1	10,115,000	59,290,000
令和3年	17.1	206,585	1,210,001	16.9	10,078,000	59,800,000
令和4年	16.7	204,783	1,223,760	16.5	9,992,000	60,480,000
令和5年	16.7	206,403	1,236,103	16.3	9,938,000	61,090,000
令和6年	16.5	205,065	1,242,173	16.1	9,912,000	61,390,000

※茨城県の組合員数は単位労働組合（「単位組織組合」と「単一組織組合」の下部組合（単位抜組合））の合計である。

推定組織率は、次の方法で算出した。

推定組織率＝（労働組合員数）÷（（推定）雇用者数）×100

- ・全国の雇用者数は、総務省統計局「労働力調査」各年6月分による。
- ・令和2年の茨城県の推定雇用者数は、「平成26年経済センサス－基礎調査」の結果に、総務省統計局「労働力調査（各年6月分）」における全国雇用者数の平成26年6月から令和2年6月までの伸び率を乗じて算出した推計値。
- ・令和4年以降の茨城県の推定雇用者数は、「令和3年経済センサス－活動調査」の結果に、総務省統計局「労働力調査（各年6月分）」における全国雇用者数の令和3年6月から各年6月までの伸び率を乗じて算出した推計値。

3. 組織状況（表－3、4、5、6、7、8）

（1）適用法規別組織状況（表－3）

適用法規別にみると、労働組合数では、「労組法」適用組合が744組合（組合数合計の87.3%）、次いで、「地公法」61組合（同7.2%）、「国公法」32組合（同3.8%）の順となっている。

労働組合員数では、「労組法」適用労働組合員数が181,841人（組合員数合計の88.7%）、次いで、「地公法」21,097人（同10.3%）、「地公労法」1,402人（同0.7%）の順となっている。

〔 労組法＝労働組合法、行労法＝行政執行法人の労働関係に関する法律、地公労法＝地方公営企業等の労働関係に関する法律、
国公法＝国家公務員法、地公法＝地方公務員法 〕

（表－3） 適用法規別組織状況

区分	組合数		組合員数		対前年増減	
		構成比		構成比	組合数	組合員数
合計	852	100.0%	205,065	100.0%	-7	-1,338
	157	100.0%	39,769	100.0%	-10	515
労組法	744	87.3%	181,841	88.7%	-5	-596
	148	94.3%	39,695	99.8%	-6	652
行労法	0	0.0%	0	0.0%	0	0
	0	0.0%	0	0.0%	0	0
地公労法	15	1.8%	1,402	0.7%	1	43
	0	0.0%	0	0.0%	-2	-3
国公法	32	3.8%	725	0.4%	-1	-36
	2	1.3%	2	0.0%	0	-3
地公法	61	7.2%	21,097	10.3%	-2	-749
	7	4.5%	72	0.2%	-2	-131

※下段は内数で、パートタイム労働者を組合員とする組合数及びパートタイム労働者の組合員数である。

(2) 産業別組織状況 (表-4)

産業別にみると、労働組合数では、「製造業」が最も多く290組合(組合数合計の34.0%)と約3分の1を占め、次いで、「卸売業、小売業」の87組合(同10.2%)、「運輸業、郵便業」、「公務」の82組合(同9.6%)の順となっている。

また、労働組合員数では、「製造業」が最も多く71,862人(組合員数合計の35.0%)と約3分の1を占め、次いで、「卸売業、小売業」の62,606人(同30.5%)、「公務」の13,637人(同6.7%)の順となっている。

(表-4) 産業別組織状況

区 分	組 合 数		組 合 員 数		対前年増減	
		構成比		構成比	組合数	組合員数
合 計	852	100.0%	205,065	100.0%	-7	-1,338
	157	100.0%	39,769	100.0%	-10	515
農 業 、 林 業	2	0.2%	50	0.0%	0	-7
	1	0.6%	1	0.0%	0	-3
漁 業	1	0.1%	323	0.2%	0	1
	0	0.0%	0	0.0%	0	0
建 設 業	42	4.9%	6,925	3.4%	0	-106
	0	0.0%	0	0.0%	0	0
製 造 業	290	34.0%	71,862	35.0%	-1	-2
	10	6.4%	77	0.2%	-1	6
電気・ガス・熱供給・水道	28	3.3%	2,267	1.1%	0	-152
	2	1.3%	17	0.0%	-3	-32
情 報 通 信 業	12	1.4%	3,116	1.5%	0	-116
	0	0.0%	0	0.0%	0	0
運 輸 業 、 郵 便 業	82	9.6%	6,689	3.3%	-5	-227
	10	6.4%	141	0.4%	0	23
卸 売 業 、 小 売 業	87	10.2%	62,606	30.5%	1	1,120
	63	40.1%	37,411	94.1%	0	694
金 融 業 、 保 険 業	30	3.5%	9,858	4.8%	-1	-213
	11	7.0%	159	0.4%	-1	-8
不動産業、物品賃貸業	6	0.7%	214	0.1%	0	1
	0	0.0%	0	0.0%	0	0
学 術 研 究 、 専門・技術サービス業	43	5.0%	4,567	2.2%	-1	-160
	10	6.4%	220	0.6%	-1	-24
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	2	0.2%	208	0.1%	0	0
	0	0.0%	0	0.0%	0	0
生活関連サービス業、娯楽業	8	0.9%	1,556	0.8%	1	-273
	2	1.3%	6	0.0%	0	-109
教 育 、 学 習 支 援 業	52	6.1%	9,629	4.7%	1	-44
	15	9.6%	228	0.6%	0	145
医 療 、 福 祉	37	4.3%	4,561	2.2%	0	-190
	12	7.6%	179	0.5%	0	18
複 合 サ ー ビ ス 事 業	27	3.2%	6,343	3.1%	0	-272
	8	5.1%	1,243	3.1%	0	-55
サ ー ビ ス 業 (他に分類されないもの)	11	1.3%	342	0.2%	-1	-81
	1	0.6%	3	0.0%	-2	-9
そ の 他	10	1.2%	312	0.2%	1	-14
	4	2.5%	11	0.0%	0	0
公 務	82	9.6%	13,637	6.7%	-2	-603
	8	5.1%	73	0.2%	-2	-131

※下段は内数で、パートタイム労働者を組合員とする組合数及びパートタイム労働者の組合員数である。

(3) 企業規模別組織状況 (表-5)

企業規模別にみると、労働組合数では常用労働者300人以上の合計が439組合(組合数合計の51.5%)となっており、同299人以下の合計が258組合(同30.3%)、国公営が109組合(同12.8%)となっている。

労働組合員数では常用労働者300人以上の合計が162,662人(組合員数合計の79.3%)、国公営が23,247人(同11.3%)となっており、これらで全体の90.6%を占めている。

299人以下の合計は12,846人(同6.3%)となっている。

(表-5) 企業規模別組織状況

区分	組合数		組合員数		対前年増減	
		構成比		構成比	組合数	組合員数
合計	852	100.0%	205,065	100.0%	-7	-1,338
	157	100.0%	39,769	100.0%	-10	515
299人以下	36	4.2%	375	0.2%	0	4
	8	5.1%	41	0.1%	0	0
30～99人	101	11.9%	3,224	1.6%	4	89
	13	8.3%	81	0.2%	1	-8
100～299人	121	14.2%	9,247	4.5%	-3	-155
	12	7.6%	205	0.5%	-3	32
小計	258	30.3%	12,846	6.3%	1	-62
	33	21.0%	327	0.8%	-2	24
300～499人	45	5.3%	5,610	2.7%	-2	-408
	2	1.3%	159	0.4%	0	72
500～999人	76	8.9%	12,152	5.9%	-3	-465
	7	4.5%	760	1.9%	-1	-174
1,000人以上	318	37.3%	144,900	70.7%	-1	825
	101	64.3%	38,436	96.6%	-3	729
小計	439	51.5%	162,662	79.3%	-6	-48
	110	70.1%	39,355	99.0%	-4	627
その他	46	5.4%	6,310	3.1%	0	-488
	5	3.2%	13	0.0%	0	1
国公営	109	12.8%	23,247	11.3%	-2	-740
	9	5.7%	74	0.2%	-4	-137

※下段は内数で、パートタイム労働者を組合員とする組合数及びパートタイム労働者の組合員数である。

「その他」は、1組合が2つ以上の企業または個人労働者から組織された組合などである。

(4) 上部団体別組織状況 (表-6)

県内の上部団体への加盟状況をみると、連合茨城（日本労働組合総連合会茨城県連合会）加盟が423組合（組合数合計の49.6%）、152,879人（組合員数合計の74.6%）。

茨城労連（茨城県労働組合総連合）加盟が87組合（同10.2%）、6,149人（同3.0%）。

上述の上部2団体に加盟していない組合が342組合（同40.1%）、46,037人（同22.4%）となっている。

(表-6) 県内上部団体別組織状況

	連合茨城	茨城労連	その他	合計
組合数	423	87	342	852
	49.6%	10.2%	40.1%	100%
組合員数	152,879	6,149	46,037	205,065
	74.6%	3.0%	22.4%	100%

(5) 地域別組織状況 (表-7)

地域別に組織状況をみると、労働組合数では県南地域が282組合（組合数合計の33.1%）と最も多く、次いで、県央地域254組合（同29.8%）となっている。

労働組合員数では県南地域が91,840人（全体の44.8%）と最も多く、次いで、県央地域51,351人（同25.0%）となっている。

(表-7) 地域別組織状況

区分	組合数		組合員数		対前年増減	
		構成比		構成比	組合数	組合員数
合計	852	100.0%	205,065	100.0%	-7	-1,338
	157	100.0%	39,769	100.0%	-10	515
県北	100	11.7%	24,942	12.2%	-4	-506
	16	10.2%	608	1.5%	0	-14
県央	254	29.8%	51,351	25.0%	1	-607
	64	40.8%	3,552	8.9%	0	-148
鹿行	84	9.9%	16,616	8.1%	0	-271
	7	4.5%	465	1.2%	-3	-4
県南	282	33.1%	91,840	44.8%	-2	813
	57	36.3%	34,774	87.4%	-4	688
県西	132	15.5%	20,316	9.9%	-2	-767
	13	8.3%	370	0.9%	-3	-7

※下段は内数で、パートタイム労働者を組合員とする組合数及びパートタイム労働者の組合員数である。

(6) 市・郡別組織状況 (表-8)

市・郡別の組織状況をみると、組合数では市計が782組合(組合数県計の91.8%)、郡計が70組合(同8.2%)となっている。組合員数では市計が196,492人(組合員数県計の95.8%)、郡計が8,573人(同4.2%)となっている。

各市・郡別に組合数をみると水戸市が149組合(組合数県計の17.5%)と最も多く、次いで、つくば市93組合(同10.9%)、日立市54組合(同6.3%)の順になっている。

組合員数では、つくば市59,670人(組合員数計の29.1%)と最も多く、次いで、水戸市が30,036人(同14.6%)、日立市17,831人(同8.7%)の順になっている。

(表-8) 市・郡別組織状況 (行政順)

区分	組 合 数		組 合 員 数	
		構成比		構成比
県 計	852	100.0%	205,065	100.0%
水 戸 市	149	17.5%	30,036	14.6%
日 立 市	54	6.3%	17,831	8.7%
土 浦 市	41	4.8%	11,428	5.6%
古 河 市	40	4.7%	7,741	3.8%
石 岡 市	22	2.6%	2,269	1.1%
結 城 市	15	1.8%	1,178	0.6%
龍 ヶ 崎 市	18	2.1%	1,850	0.9%
下 妻 市	11	1.3%	1,902	0.9%
常 総 市	18	2.1%	1,881	0.9%
常 陸 太 田 市	7	0.8%	746	0.4%
高 萩 市	8	0.9%	929	0.5%
北 茨 城 市	19	2.2%	3,533	1.7%
笠 間 市	18	2.1%	2,216	1.1%
取 手 市	15	1.8%	4,865	2.4%
牛 久 市	13	1.5%	2,516	1.2%
つ く ば 市	93	10.9%	59,670	29.1%
ひたちなか市	35	4.1%	13,274	6.5%
鹿 嶋 市	27	3.2%	6,150	3.0%
潮 来 市	3	0.4%	121	0.1%
守 谷 市	11	1.3%	1,102	0.5%
常 陸 大 宮 市	11	1.3%	1,752	0.9%
那 珂 市	3	0.4%	653	0.3%
筑 西 市	25	2.9%	4,123	2.0%
坂 東 市	7	0.8%	768	0.4%
稲 敷 市	18	2.1%	1,275	0.6%
かすみがうら市	14	1.6%	1,019	0.5%
桜 川 市	3	0.4%	606	0.3%
神 栖 市	46	5.4%	8,793	4.3%
行 方 市	4	0.5%	1,161	0.6%
鉾 田 市	4	0.5%	391	0.2%
つくばみらい市	15	1.8%	2,385	1.2%
小 美 玉 市	15	1.8%	2,328	1.1%
市 計	782	91.8%	196,492	95.8%
東 茨 城 郡	21	2.5%	1,289	0.6%
那 珂 郡	12	1.4%	1,549	0.8%
久 慈 郡	2	0.2%	157	0.1%
稲 敷 郡	20	2.3%	3,263	1.6%
結 城 郡	3	0.4%	580	0.3%
猿 島 郡	11	1.3%	1,617	0.8%
北 相 馬 郡	1	0.1%	118	0.1%
郡 計	70	8.2%	8,573	4.2%

悩みはひとりで背負わないで

～茨城カウンセリングセンターのご案内～

公益財団法人 茨城カウンセリングセンターは、茨城県と県内の産業界との協力により設立されたカウンセリングの専門機関です。

職場や家庭での人間関係、孤独や不安な気持ちで苦しんでいる方、自らの生き方に悩んでいる方・・・どうかひとりで背負わないで、お気軽にご相談ください。ご相談内容の秘密は厳守いたします。

	場所	面接日	面接料金	
センター	水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 14 階 水戸駅南口から徒歩 7 分	月～土 10:00～12:00 13:00～18:00 ※土は 17:00 まで ※日・祝日除く	1 回につき 4,400 円	カウンセリングは 予約制です。 まずはお電話で お申込み下さい。 電話 029-225-8580
牛久 ルーム	牛久市中央 1-16-1 「ラウエル牛久」 中央労金牛久出張所 2 階会議室	月 1 回実施 (開催日については お問合せください。)	面接時間は 約 50 分	受付時間は 月～金 9:00～17:00 土 10:00～17:00

※医療機関にかかっている方は、主治医の先生の同意を得た上でお申込み下さい。

【お問い合わせ】

公益財団法人茨城カウンセリングセンター
水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 14 階
電話：029-225-8580



X (旧 Twitter) でも情報発信中
ぜひフォローしてください

勤労者のための生活資金融資制度のご活用を！

茨城県では、中央労働金庫と提携し勤労者の方に必要な生活資金を低利で融資する制度を設けています。保証人はいりません（日本労信協保証）。

勤労者緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方
- 【使途】◆自己及び親族の冠婚葬祭費用（挙式、新婚旅行、葬式、墓地購入、成人式等）
◆医療費（病気・入院手術、出産、歯科矯正等）◆教育（保育園・各種学校・塾を含む子どもの学校の入学資金、授業料等）◆災害・交通事故のため必要となった資金◆転居費用
- 【融資金額】100万円以内
- 【利率】年利1.6% 別途保証料0.7%
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

失業者等緊急生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務していた方で、次のいずれかに該当する方
- ・失業後6ヶ月以内で求職活動をしている方（ただし、雇用保険の受給資格があることが条件）
 - ・勤務先から給料の遅配又は欠配を受けている方
- 【使途】◆日常生活に必要な生活資金
- 【融資金額】50万円以内 【利率】年利1.2%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（6ヶ月以内の元金措置期間を含む）

育児・介護休業生活資金融資制度

- 【対象者】県内に1年以上居住又は勤務する勤労者で、現在の勤務先に勤続1年以上であり、前年税込年収が150万円以上ある方で、次のいずれかに該当する方
- ・勤務先の育児休業・介護休業制度を利用して、休業後復職することが確かな方
 - ・子の看護休暇、又は介護休業を取得する方
 - ・育児又は介護のための所定労働時間の短縮措置を利用する方
- 【使途】◆期間中の生活費全般
- 【融資金額】100万円以内 ※休業期間1ヶ月当たり10万円まで（5ヶ月の場合は50万円まで）
- 【利率】年利1.5%（別途保証料0.7%）
- 【返済】5年以内（1年以内の元金措置期間を含む）



融資金利は、令和6年10月1日現在の利率です。予告なく変更する場合があります。審査に必要な書類等は、下記までお問合せください。

<お借入申込み>中央労働金庫県内各支店

<お問い合わせ>中央労働金庫茨城県本部（Tel:029-221-4181）

茨城県労働政策課

（Tel:029-301-3635）

勤労青少年ホーム ・ 働く婦人の家 を利用しましょう

県内には、6 箇所の勤労青少年ホーム及び 5 箇所の働く婦人の家があり、中小企業等で働く青少年や女性労働者の福祉の増進を図るため、スポーツやレクリエーション、文化教養等の余暇活動を行う場を提供しています。

詳細については、各勤労青少年ホーム及び働く婦人の家へお問い合わせください。

●勤労青少年ホーム一覧

名称	所在地	電話番号
土浦市勤労青少年ホーム (R7.3 月末廃止予定)	土浦市文京町 9-2	029-822-7921
古河市勤労青少年ホーム	古河市北利根 10	0280-92-2505
石岡市勤労青少年ホーム	石岡市石岡 2149-3	0299-24-0322
下妻市勤労青少年ホーム	下妻市砂沼新田 15	0296-43-7423
取手市立勤労青少年ホーム	取手市白山 5-1-1	0297-73-5671
境町勤労青少年ホーム	猿島郡境町長井戸 1689-1	0280-87-5858

●働く婦人の家一覧

名称	所在地	電話番号
日立市女性センター	日立市鮎川町 1-1-10	0294-36-0554
古河市働く女性の家	古河市北利根 10	0280-92-2505
下妻市働く婦人の家	下妻市今泉 240	0296-43-7929
取手市立働く婦人の家	取手市白山 5-1-1	0297-73-5671
つくば市働く婦人の家	つくば市沼田 40-2	029-866-2127



～ いばらき就職支援センターをご利用ください ～

茨城県では、就職先をお探しの方やお困りの方を対象に、県内6カ所に県の無料職業紹介機関「いばらき就職支援センター」を設置しています。

センターでは、キャリアコンサルタントの資格を持つ相談員が常駐し、就職相談やキャリアカウンセリング、職業紹介を行います。無料で利用できますので、ぜひお越しください。

【名称・所在地・連絡先】

- | | |
|---------------|---|
| ①いばらき就職支援センター | 所在地：水戸市三の丸 1-7-41
電話番号：029-300-1916 |
| ②県北地区就職支援センター | 所在地：常陸太田市山下町 4119 県常陸太田合同庁舎内
電話番号：0294-80-3366 |
| ③日立地区就職支援センター | 所在地：日立市幸町 1-21-2 日立商工会議所会館内
電話番号：0294-27-7172 |
| ④鹿行地区就職支援センター | 所在地：鉾田市鉾田 1367-3 県鉾田合同庁舎内
電話番号：0291-34-2061 |
| ⑤県南地区就職支援センター | 所在地：土浦市真鍋 5-17-26 県土浦合同庁舎内
電話番号：029-825-3410 |
| ⑥県西地区就職支援センター | 所在地：筑西市二木成 615 県筑西合同庁舎内
電話番号：0296-23-3811 |

【相談時間・連絡先】

- | | |
|---------|----------------------|
| ① 平日 | 9時～19時（祝祭日及び年末年始を除く） |
| 第2～4土曜日 | 9時～16時 |
| ②～⑥ 平日 | 9時～16時（祝祭日及び年末年始を除く） |

【支援内容】

- ・相談員による就職相談、キャリアカウンセリング等の各種相談対応
- ・職業紹介（紹介状の発行）、内職の紹介
- ・面接練習、履歴書等の書類添削指導
- ・就職面接会、就活セミナーの開催
- ・出張相談の実施（大子、北茨城、神栖、潮来、行方、稲敷、坂東）

いばらき就職支援センターホームページ

<https://jobcafe.pref.ibaraki.jp/>

【お問い合わせ】茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室

TEL 029-301-3645



「あなたにエール！～いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト～」

茨城県では、働き方改革や女性活躍に関する県内企業の取組状況や優良事例、各種支援策等を発信するポータルサイトを運営しております。

働き方改革や女性活躍を進めたいと考えている企業経営者・人事担当者、仕事と家庭を両立しながら働きたいと考えている方、管理職になることに不安を感じている働く女性など、県内で働く皆さまに様々な情報を発信し応援します。

(1) 掲載情報

- 働き方改革優良（推進）認定企業の取組紹介
- 女性リーダー登用先進企業表彰受賞企業の取組紹介
- 県内企業で活躍する女性ロールモデルへのインタビュー
- 働き方改革や女性活躍の先進的な取組をしている企業代表者へのインタビュー
- 「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」会員企業の女性活躍推進に関する取組状況の見える化（女性管理職の割合、男性の育児休業等の取得率、時間外勤務時間数）
- 国、県、市町村の各種セミナー、助成制度、認定制度等の情報
- 各種セミナー、助成制度、認定制度等の情報

(2) URL <https://yell.pref.ibaraki.jp/>



(3) 特徴

- ◆ これから取組を進めたいと考えている企業様が参考にしやすいように、様々な業種・従業員規模の優良事例を紹介
- ◆ 働き方改革、女性活躍に取り組み始めたきっかけや進め方など、企業経営者等が取り組む上で、参考になるお話をまとめた企業代表者へのインタビューを掲載
- ◆ 身近に働く女性のロールモデルがいない方に、仕事と家庭の両立や管理職として働くことについて、県内企業で活躍する女性へのインタビューを掲載

(4) リンク

各団体様、企業様のHPにリンクのご掲載をお願いいたします。
リンクを掲載いただける場合は、下記バナーデータをお送りできます。
ご希望される場合は、下記のお問合せ先までご連絡をお願いします。



(5) お問い合わせ先

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉G
TEL 029-301-3635 Mail:roseil@pref.ibaraki.lg.jp

障害者雇用をお考えの企業の皆様へ



障害者雇用推進 アドバイザーが

雇用への取り組みの
お手伝いをします!!



県では、障害者雇用を促進するため、関係機関との連携のもと、障害者雇用推進アドバイザーが日程調整のうえ訪問し、状況をお伺いしながら障害者雇用への理解促進や仕事の切り出しなどのご提案をするほか、障害者とのマッチングを支援します。

こんなお悩みありませんか？

障害の
ある人を
雇用したい

雇用の
ミスマッチ
を避けたい

定着支援を
受けたい

助成金制度を
活用したい

障害の
ある人に
対する理解を
深めたい



水戸市三の丸 1-7-41
(いばらき就職支援センター)
Tel: 029-303-6322
Fax: 029-221-6031
E-mail: rousei6@pref.ibaraki.lg.jp



障害者雇用促進法の概要

1 障害者雇用率制度

全ての事業主には、常時雇用している労働者に障害者雇用率を得た数以上の障害者を雇用することを義務づけています。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も引き上げられました。

事業主は、毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。

事業主区分	法定雇用率	
	令和6年4月～	令和8年7月～
民間企業	2.5% (従業員40.0人以上)	2.7% (従業員37.5人以上)
国・地方公共団体等	2.8%	3.0%
都道府県の教育委員会	2.7%	2.9%

○障害区分に応じた算定方法

(単位：人)

週所定労働時間		10時間以上	20時間以上	30時間以上
身体障害者		—	0.5	1
	重度	0.5	1	2
知的障害者		—	0.5	1
	重度	0.5	1	2
精神障害者		0.5	1	1

2 障害者雇用納付金制度

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図ることを目的に、常用雇用労働者100人超の事業主で、法定雇用障害者数を下回った場合は申告とともに納付金の納付が必要になり、法定雇用障害者数を超えている場合は、申請に基づき調整金を支給するほか、職場環境の整備等を行う事業主に対して各種助成金を支給する制度です。

納付金の徴収：不足する障害者1人当たり月額5万円

調整金の支給：超過する障害者1人当たり月額2万9千円など※

※なお、常用雇用労働者の総数が100人以下で、雇用障害者の総数が一定数を超えている事業主に対しては、申請に基づき報奨金（1人当たり月額2万1千円）を支給します。詳しくは、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構HPをご覧ください。

高障機構 障害者雇用
納付金制度の概要 ▼



障害者雇用納付金制度の概要



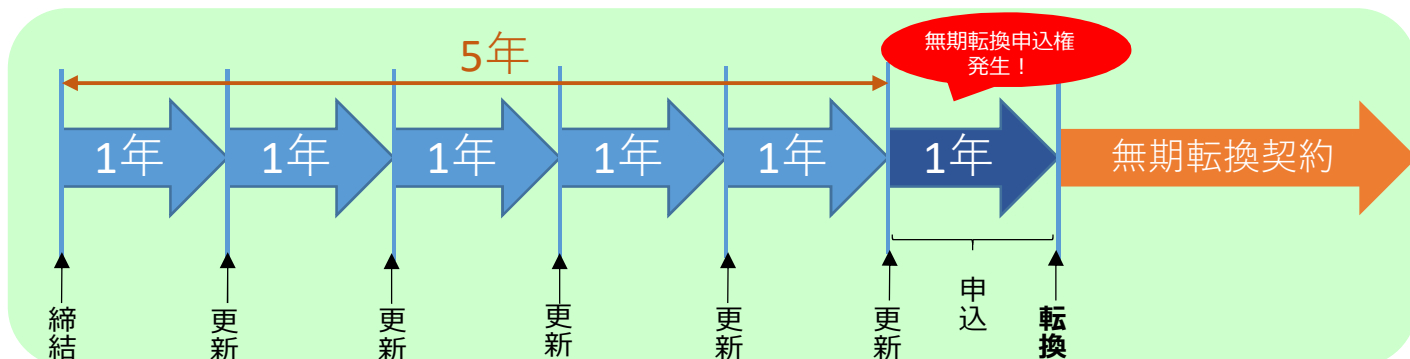
障害者雇用を支援する施策

※独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構はじめての障害者雇用～事業主のためのQ&A～より引用

安心して働くための「無期転換ルール」をご存知ですか？ まずは契約期間の確認を！！

▶無期転換ルールとは

同一の使用主との間で定期労働契約が更新されて通算5年を超えたときには、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。(労働契約法第18条)



▶対象となる方は

対象となる方は、原則として契約期間に定めがある定期労働契約が通算5年を超える全ての方です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

▶無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換の申込権の発生後、労働者が会社に対して無期転換の申込みをした場合、無期労働契約が成立します(**会社は断ることはできません**)。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、後のトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

雇止めについて

無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

定期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もありますので、慎重な対応が必要です。

高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例

▶有期雇用特別措置法とは

通常は、同一の使用主との定期労働契約が通算5年を超えて更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、5年を超えるプロジェクトで定期契約の高度専門職を雇用する事業主や、定年後5年を超えて継続雇用を行う事業主には、雇用管理に関する特別の措置を講じた場合、無期転換申込権発生までの期間に関する特例が適用されます。

▶特例の内容

①高度専門職の特例

- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主に雇用され、
 - ・高収入で、かつ高度の専門的知識を有し、
 - ・その高度の専門的知識等を必要とし、5年を超える一定の期間内に完了する業務に従事する
- 有期雇用労働者(高度専門職)については、そのプロジェクトに従事している期間は、無期転換申込権が発生しません。

②継続雇用の高齢者の特例

- ・適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局の認定を受けた事業主の下で、
 - ・定年に達した後、引き続いて雇用される
- 有期雇用労働者(継続雇用の高齢者)については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

▶手続き・その他参考情報

特例の適用を受けるためには、**雇用管理措置に関する計画の認定申請が必要**です。詳しくは茨城労働局HP (https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu/youshikishu/roudou_keiyaku.html) をご覧ください。

また、「**有期契約労働者の無期転換ポータルサイト**」(<https://muki.mhlw.go.jp/>) も併せてご活用ください。

パートタイム・有期雇用労働法で 正社員と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差は禁止されています

短時間労働者や有期雇用労働者から、正社員との待遇差の内容や理由などを問われた場合、事業主は非正規雇用労働者に説明を行わなければなりません。



正社員と同じ仕事をしているのに…
正社員と同じように手当はもらえないの？

その待遇の違い、説明できますか？

- 「パートだから」「契約社員だから」という理由では、説明として認められません。
- 待遇ごとの性質・目的に照らして、職務内容や転勤・異動の範囲の違いなどから、具体的に理由を説明することが必要です。

基本給

賞与
(ボーナス)

食堂・休憩室
等の利用機会

各種手当

教育訓練

etc…

左記の待遇を含め、
あらゆる待遇差が
対象となります。

不合理な待遇差について、何も対策をしない場合
裁判で法違反と判断される可能性もあります。



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パ्यू」ちゃん

お役立ち情報～個別支援(無料)～



同一労働同一賃金のための社内の仕組みや規定の整備等
お困りではありませんか？
働き方改革推進支援センターでは社会保険労務士などの専門家が、
無料で労務管理上のお悩みへのアドバイスをを行っています。
電話相談のほか、専門家派遣による個別の支援も受けられます。

【問い合わせ・申し込み先】
茨城働き方改革推進支援センター
☎0120-971-728 (平日9:00～17:00)

▼無料相談の
お申込みは
こちらから



春の大型連休に
休みをつなげてリフレッシュ。



年次有給休暇を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



年次有給休暇取得促進特設サイト 

年休取得促進
特設サイト▶

Refresh!

もっと自分らしい
働き方

休み方

年次有給休暇を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方

① 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

② 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例（個人別付与方式の場合）

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月～9月の間で3日間 後期=10月～翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

時間単位の年次有給休暇を活用しましょう。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

〈労使協定で定める事項〉

① 時間単位年休の対象労働者の範囲

対象となる労働者の範囲を定めてください。一部の者を対象外とする場合には、「事業の正常な運営を妨げる場合」に限られます。

② 時間単位年休の日数

1年5日以内の範囲で定めてください。

③ 時間単位年休1日分の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間分の時間単位年休に相当するかを定めてください。1時間に満たない端数がある場合は時間単位に切り上げてください。(例)所定労働時間が1日7時間30分の場合は8時間となります。

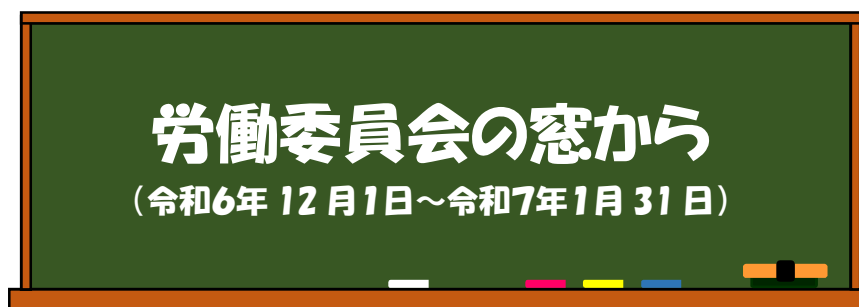
④ 1時間以外の時間を単位として与える場合の時間数

2時間単位など1日の所定労働時間数を上回らない整数の時間単位を定めてください。

●就業規則や労使協定のモデルは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

(注) 時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。



労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

❀ 今期の事件の状況



審査事件

(労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)

・・・当該期間中に新規申立てはありませんでした。5件が係属中です。



調整事件

(労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請が1件ありました。1件が終結し、3件が係属中です。

【新規事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	区分	調整事項
R 7 (調) 第 1 号争議	運輸業	R 7. 1. 28 労働組合	あっせん	① 団体交渉の応諾 ② 組合員への賃金の支払

【終結事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	調整事項	終結状況
R 6 (調) 第 5 号争議	小売業	R 6. 10. 30 労働組合	団体交渉の応諾	令和6年12月18日、被申請者のあっせんに応じない意思が明確になったためあっせん不開始とし、本件争議は終結した。



個別あっせん事件

(個々の労働者と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)

・・・当該期間中に新規申請が1件ありました。2件が係属中です。

【新規事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項
R 6 (個) 第 5 号事件	小売業	R 6. 12. 25 労働者	パワハラに対する謝罪及び慰謝料の請求



労働委員会講座

労働委員会事務局の担当業務について

労働委員会事務局では、次の業務を担当しております。何かございましたら、御相談ください。

総務調整課	ア 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事 イ 個別的労使紛争のあっせんに関する事 ウ 争議行為の発生届出の受理に関する事 エ 公益事業に係る争議行為の予告通知の受理に関する事 オ 労働争議の実情調査に関する事
審 査 課	ア 労働組合の資格審査に関する事 イ 不当労働行為の審査に関する事 ウ 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定告示に関する事



【お問い合わせ先】茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
 TEL 029-301-5563 (総務調整課)、029-301-5568 (審査課)
 E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp
 URL <https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>
 ～労使紛争の迅速・的確な解決を目指します～

令和6年における労働委員会の活動状況を報告します

1 調整事件

(1) 取扱状況

令和6年における調整事件（あっせん・仲裁）の取扱件数は、新規申請5件で、内訳はあっせんが4件、仲裁が1件でした。あっせんについてはいずれも労働組合からの申請で、仲裁については労使双方からの申請でした。事件数は昨年と同数でした。

	R 5 年	R 6 年	前年比
調整事件数	5 件	5 件	± 0 件

(2) 終結状況

係属した事件5件のうち、1件が「解決」、1件が「打ち切り」、1件が「不開始」で終結し、残り2件は翌年に繰り越しました。

2 審査事件

(1) 取扱状況

令和6年における不当労働行為事件の審査の取扱件数は、前年からの繰越2件及び新規申立て5件の計7件でした。事件数は昨年より5件多くなっています。

	R 5 年	R 6 年	前年比
審査事件数	2 件	7 件	+ 5 件

(2) 終結状況

係属した事件7件のうち、1件が「棄却命令」、1件が「関与和解」で終結し、残り5件は翌年に繰り越しました。

3 個別的労使紛争に係るあっせん事件

(1) 取扱状況

令和6年における個別的労使紛争に係るあっせんの取扱件数は、前年からの繰越1件及び新規申請5件の計6件でした。新規申請はいずれも労働者からの申請でした。事件数は昨年より1件少なくなっています。

	R 5 年	R 6 年	前年比
個別あっせん事件数	7 件	6 件	- 1 件

(2) 終結状況

係属した事件6件のうち、1件が「解決」、1件が「打ち切り」、2件が「被申請者あっせん不参加による打ち切り」で終結し、残り2件は翌年に繰り越しました。

(3) 労働相談

令和6年における労働委員会が直接受けた個別的労使紛争に関する労働相談は、59件でした（職場のトラブルでお困りの方の労働相談会での相談16件を含む。）。

相談内容は、「職場の人間関係」が32件と最も多く、「労働条件等」が15件、「経営又は人事」及び「賃金等」が各12件、「その他」が17件でした。

（※複数項目に該当する相談があるため、相談件数と相談内容の内訳の計は一致しません。）

茨城労働Seed
3月号 第746号
茨城県産業戦略部労働政策課
〒310-8555 水戸市笠原町978番6
令和7年3月発行 TEL 029-301-3635
[https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rose
i/rodo/seed/index.html](https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rose
i/rodo/seed/index.html)